

商工会報

さくほ

令和4年2月1日発行

— No.33 —



佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1

Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541

URL <http://www.sakuho.or.jp/>E-mail info@sakuho.or.jp

会員数:316名(令和4年1月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook

今号の内容 年頭のご挨拶／小規模事業者持続化補助金／新入会員紹介／電子帳簿保存法改正／他



どんど焼き

令和4年1月9日(日)に天神橋南東千曲川河川敷で商工会青年部による“どんど焼き”が行われました。昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされた地区もありましたが、開催を熱望する地域の皆様の声と「コロナに勝つ」という青年部員の熱い想いから、規模を大幅に縮小しながらではございますが開催に至り、当日は参加した青年部員24名で正月飾りを回収させていただきました。どんど焼きの炎は勢いよく燃え上がり、参加者一同今年一年の招福をお祈りしました。地域の皆様正月飾りの回収に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

年頭のごあいさつ



佐久穂町商工会

会長 小林 一吉

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

年末には降雪もありましたが、年頭には青空も広がり、清々しい新年を迎えられたことと思います。

旧年中は、会員の皆様には商工会の運営に対しましてご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げます。

佐久穂町の台風19号豪雨の災害復旧工事も順調に進み、本年度には、終了する見込みの様です。

一方で昨年、新型コロナウイルス感染症の爆発的な蔓延は、日本のみならず、全世界で社会的、また経済的に甚大な被害をもたらしました。

会員の皆様もコロナ禍の中、業種業態の程度さはあるもののコロナ対応に追われ大変ご苦労の多い年だったと思います。

特に被害の大きかった皆様には心よりお見舞い申し上げます。

佐久穂町商工会といたしましても、新型コロナウイルスの感染状況、ワクチンの接

種状況の推移を注視しながら事業活動の機会を検討して参りましたが、感染の波は収まらずツールドハケ岳から始まるイベントはすべて中止となりました。

会員の皆様にはご迷惑をおかけしました事お詫び申し上げます。

昨年末には、ワクチン接種に伴い感染も収束し、新年度には、正常に事業活動が再開できる事を期待していましたが、ベータ株からオミクロン株とコロナウイルスの変異が続いています。

今後ワクチン接種、治療薬の開発が進み、新型コロナウイルスが収束し正常な事業活動が早期に出来る事を願うばかりです。

昨年来、佐久穂町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の支援を最重要課題と位置づけ取り組んできました。補助金・助成金の活用、資金繰りや販路開拓、給付金申請など国・県・町の新型コロナウイルス対応支援策を最大限に活用できるよう支援して参りました。

また、テイクアウト・デリバリー応援事業としてテイクアウト容器を延べ

24事業所9715個配布するとともに、テイクアウトメニュー印刷・新聞折り込みを9270枚実施しました。

10月上旬には、年末に向けて飲食料品関係業種を営んでいる皆さんに対して即効的に個人消費を喚起するため11月末日を使用期限とし、2000円のお買い物に付き500円のプレミアムが付く「さくほのお買い物クーポン券」2枚を佐久穂町内に全戸配布いたしました。



《多くの皆さんにご活用いただきました》

今後コロナ対応策のご利用は元より、経営支援金、持続化補助金の活用、金融の斡旋、創業支援、研修会・講習会の開催、経営相談など会員に寄り添い、伴走型支援で取り組んで参りますので、積極的にご利用頂きたいと思います。

商工会の会員数は、都市部への人口流出、少子高齢化、担い手不足などに

より佐久穂町商工会発足以来減少が止まらない状況が続いて来ましたが、昨年は、コロナ禍にも拘らず空き店舗を利用して創業して頂いた皆さんを始め新規事業主さんが増え、増加に転じる事が出来ました。これは大変喜ばしい事であり、商工会としても、なお一層創業支援に努めて参りたいと思いますので、会員の皆様が創業などのご相談を受けた折には、気安く商工会を訪ねるようにお勧め頂ければ幸いです。

本年は「壬寅（みづのえとら）」の年であります。

壬寅は、「陽気をはらみ、春の胎動を助ける年」と言われ、厳しい冬を乗り越えた後、生命力に満ち溢れた春がやって来る事を示しています。

コロナ禍で何かとご苦労が絶えない昨今だとは思いますが、「禍を転じて福と為す」のことわざもあります。コロナ禍を通じてデジタル化、リモート化が進展し、地方に対する関心も高まっています。

会員の皆様が、変化を好機と捉えて前をむいて一歩一歩進んで行けるよう、佐久穂町商工会も会員の皆様の精一杯バックアップさせて頂きますので、ご利用の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が会員皆様にとりましてご繁栄とご多幸の年となりますようご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

商工会活用事例紹介

「持続化補助金」

まちのごはん屋さん

キッチンえみゆー

足立 伸哉

高野町でイタリアンや洋食をベイスに和洋のメニューを提供しているキッチンえみゆーの足立伸哉と申します。当店では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、来店客の減少、三密を回避する為の最大受入人数の減少（20名から9名）の影響により、創業時に計画していた売上額に達しない状況が続いており、新たな販路計画に取り組む必要がありました。そこで感染症感染防止と事業継続を両立させるために対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなサービスを開始する為、小規模事業者持続化補助金を活用し、外部デッキ新設工事、テイクアウト販売宅配サービス開始パンフレットの作成・配布事業を行いました。初めての制度活用で、分からない事ばかりでしたが、佐久穂町商工会職員皆様方から親身になつてご指

導、ご助言頂きました事により無事採択へと至りました。

外部デッキ新設工事により、感染症対策で減少した店内キャパシティの力バ―と三密対策を両立することに繋がりました。また、テイクアウト事業を周知する為のパンフレット作成・配布により、席数に関係なく売上高の維持が可能になったテイクアウトの広報強化と宅配サービスを開始することで、テイクアウト商品の認知度が向上し、テイクアウト事業の売上高が大幅に上昇しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、まだまだ先行きの見通しがつかない状況が続いておりますが、補助金等を積極的に活用しながら、新たな取り組みを実施し、事業拡大を図っていきたいと思っております。



持続化補助金を活用して製作したパンフレット

「商工会から」この様に小規模事業者持続化補助金は事業主様の「やりたい」を後押しする補助金と言えます。まずは佐久穂町商工会までお問合せください。

小規模事業者持続化補助金

佐久穂町商工会では随時、小規模事業者持続化補助金申請の相談を受け付けています!!

佐久穂町では通常の補助金に**町独自の持続化補助金も上乘せして交付しています!!**（下記計算例参考）
 コロナウイルスによる経営への打撃は計り知れないものがありますが、鎮静化後を見据えて再建する為の計画を立てましょう!!

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン変更等）の取り組みを支援するため、通常枠の場合それに要する経費の $\frac{1}{2}$ を補助（補助上限額50万円）します。※賃上げ実施等により補助上限額200万円に増額される枠もあり。

さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の**自己負担分の $\frac{1}{2}$ （補助上限額12万5千円）を町が独自に補助**します。国、町の補助金を合わせると、**最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えることとなります。**

＜補助対象経費と差引自己負担額の計算例＞（通常枠利用の場合）

①補助対象経費 (税抜き)	②国補助金 ①× 2/3 上限 50 万円	③自己負担 ①-②	④町補助金 ③× 1/2 上限 12 万 5 千円	⑤差引自己負担 ③-④
600,000円の場合	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
750,000円の場合	上限 500,000円	250,000円	上限 125,000円	125,000円
900,000円の場合	上限 500,000円	400,000円	上限 125,000円	275,000円

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

★補助金対象となる取り組みのイメージ（商店や飲食店で想定される取り組み例）

- ①**広告宣伝**
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
 - ・自社ホームページを開設する
- ②**集客力を高めるための店舗改装**
 - ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
 - ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る
- ③**商談会・展示会への出展**
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する
- ④**商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する**
 - ・新たな市場を狙って商品/パッケージのデザインを一新する

補助対象者 (小規模事業者)	● 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業員の数 5 人以下
	● サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20 人以下
	● 製造業その他 常時使用する従業員の数 20 人以下
補助対象経費	(1)機械装置等費 (2)広報費 (3)展示会等出展費 (4)旅費 (5)開発費 (6)資料購入費 (7)雑役務費 (8)借料 (9)専門家謝金 (10)専門家旅費 (11)設備処分費 (12)委託費 (13)外注費

「計画書なんてどうやって作るの?」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

商工会の受付締切と今後の予定（申請時期は未定です。詳細が決まり次第改めてお知らせ致します。）

公募要領や申請書様式などは商工会にお問い合わせいただくか、長野県商工会連合会のHP (<http://www.nagano-sci.or.jp/>) からダウンロードすることも出来ます。

新入会員紹介

タミミベーカリー

皆様、はじめまして。令和三年九月二十七日、八千穂駅前「タミミベーカリー」というパン屋を開店しました。木田と申します。この度、佐久穂町商工会に入会させて頂きました。どうぞ宜しくお願い致します。



店舗前にて

一年前、長女の大日向小学校進学に合わせて家族五人で富山県から移住してすぐに始まったコロナ禍が、これからの自分や家族の生き方を見つめ直すきっかけとなりました。これまで長く携わってきた飲食店経営の経験を活かし、ご縁を頂いた佐久穂町の皆様と身近に関われる商売がしたいという思

いから、パンマイスターの資格を取り、妻と二人でベーカリーを開業致しました。

北海道産小麦一〇〇%、無添加生地のパンを三十種類ほど、夫婦で焼いております。二人の母の名前「タミミ」から店名をもらい、母が子に作る手料理のような、毎日食べても飽きない優しい味のパンを焼いてまいりますので、皆様どうぞ宜しくお願い致します。

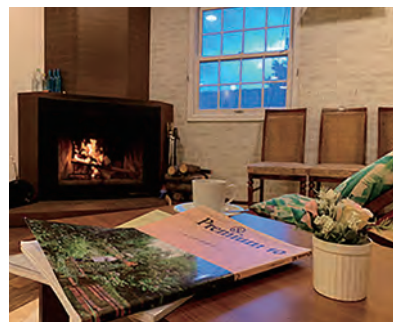
(木田 拓也)

ペンションラ・ルウ

八千穂高原スキー場に隣接しますペンションラ・ルウをリニューアルオープンしまして、早いもので1年5ヶ月が過ぎました。そして佐久穂町商工会に入会させて頂きました中山と申します。

30年以上前から八千穂高原別荘地に家があった関係で私が6年前、妻が2年前に永年住み慣れた都会を離れ終活という名のもとに移住してまいりました。

しかしながら毎日することもなくただ老いていくのを見ているような日々でした。そんな時にある方からこのペンションを運営してみないかと声をかけて頂き、夫婦2人共健康だからという事だけで



館内のダイニングスペース

深く考えずに令和2年8月にリニューアルオープンさせて頂きました。当初はコロナ禍でお客様がほとんどなく自分達の知人・友人に声をかけ細々と営業してききました。このままでは先がないと思いホームページを作成。その効果として昨年末からコロナが少し落ち着いてきた為に暮れから正月にかけて想像以上のお客様がお見えになりました。これからは一度に多くのお客様に来て頂くよりも、少なくともいからコンスタントに来て頂けるようにここ八千穂高原のウインターシーズンだけでなくグリーンシーズンの素晴らしい景色をお伝えしていきたいと思っています。

最後にこのペンションのオープンに関して、またオープン後にも多くの方にお世話になったこと、深く感謝しています。

(中山 義彦)

確定申告の準備はお早めに 個別相談会のお知らせ

令和3年分確定申告の準備はお済みでしょうか。例年この時期は多くの相談者が訪れ、商工会事務所は大変混雑いたします。皆様にご迷惑をおかけしないためにも、商工会に確定申告等の税務に関するご相談をされる場合は、関係書類をお早めに提出いただきますようお願いいたします。また、申告相談で商工会にお出かけの際は電話等でご予約していただきますよう重ねてお願いいたします。

●所得税・贈与税の申告期限は、**3月15日(火)**までです。

●消費税・地方消費税の申告期限は、**3月31日(木)**までです。

税理士による無料納税相談会を、下記のとおり開催いたします。お気軽にご相談ください。

2月21日(月)	10 - 16時	興水 博 税理士	商工会本所
2月28日(月)		佐塚 重人 税理士	
3月 7日(月)		三浦 一郎 税理士	

※ご不明な点は佐久穂町商工会までお問い合わせください。

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

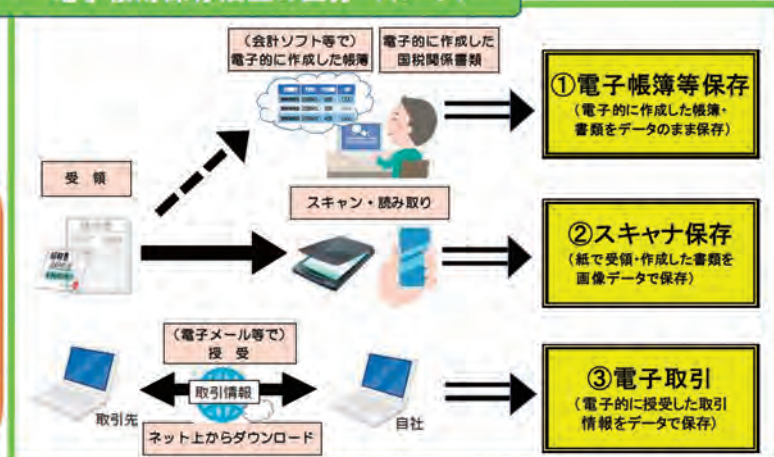
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行なわれました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるように**していただければ差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

保存すべき電子データは？

- ◆ **紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ**
（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。
※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

どのように保存する必要があるのか？

- ◆ **改ざん防止のための措置をとる**

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

- ◆ **「日付・金額・取引先」で検索できるようにする**

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。
※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

- ◆ **ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける**



改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止のための事務処理規程」については、**国税庁HP**でサンプルを公表しています。

※Wordファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ **表計算ソフト等で索引簿を作成する方法**

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

（イメージ）

日付	金額	取引先	備考
20210131	110000	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
20210210	50000	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
20210225	30000	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

- ◆ **規則的なファイル名を付す方法**

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

（イメージ）

20210131_110000_〇〇〇〇〇〇〇〇.ppt
20210210_50000_〇〇〇〇〇〇〇〇.ppt
20210225_30000_〇〇〇〇〇〇〇〇.ppt
20210131_110000_〇〇〇〇〇〇〇〇.ppt

（例）2021年1月31日 〇〇〇〇〇〇〇〇からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_〇〇〇〇〇〇〇〇」
※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等が確認するための**認証制度**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIMA）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法** で 検索



中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
 2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
 50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援措置により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高÷対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たれる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
 ※個人消費の減少につながるもの
 ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
 ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
 ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
 ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
 ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
 ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
 ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
 ※業務上不可欠な取引や商談機会が制約につながるもの
 ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とするにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお問い合わせください。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページでも活用ください。

受付時間 8:30～19:00

※土日・祝日も受付

ホームページ



事業復活支援金 検索

https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/

⚠ 不正受給は犯罪です!

事業者の方へ

令和3年10月1日

登録申請
受付開始!消費税の
インボイス
制度

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax
をご利用ください!!

- ☑ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)] をご利用いただくと同様に回答していくことで申請が可能
- ☑ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
 【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」
ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入税額控除等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」
ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、発行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

項目	記載事項
1	適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号
2	取引年月日
3	取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
4	税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
5	税率ごとに区分した消費税額等
6	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の
郵送による
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・ 適格請求書発行者登録簿の登録事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行者の公表事項の公表(変更)届出書

インボイス登録センターの管轄等については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」内の「申請手続」の「郵送による登録申請手続」をご覧ください。

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載(随時開催) ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zelmokubetsu/shohi/keigenzeiritsuservice_setsumikai.html	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)



佐久穂町創業塾 開催

創業されて間もない方、もしくは今後創業を予定されている方を対象に、創業に必要な知識やノウハウを学んで頂く事を目的に商工会本所において「佐久穂町創業塾」を開催致しました。新たな試みとして、オンライン会議システム「チームズ」を活用し、オンラインでも受講できるように致しました。

講師につきましては、中小企業診断士の中澤俊成先生、渡邊学先生を招き、日本政策金融公庫小諸支店星山融資課長様、創業経験者としてカレー屋ヒグメがねの豊田陽介様にもご協力いただき、創業の心構えから始まり、事業コンセプト、融資を得る為の数値計画、SNSの活用方法など幅広いテーマで講義いただきました。

参加者より「開業までのイメージがより具体的にになった」、「自分も早く開業したい。」との感想をいただきました。

最終日のビジネスプランの発表日には、創業塾で学んだことを活かしたプレゼンテーションが行なわれました。

また、11月19日には個別相談会が開催され、開業に向けた具体的な相談などが行なわれるなど、受講者に寄り添った相談会となりました。



講師の渡邊先生と中澤先生



グループワーク発表の様子



制度改正セミナー 開催

令和3年10月4日、商工会本所において、ホームページコンサルタント永友事務所代表の永友一朗先生を講師に招き、経営支援センター南佐久グループ主催「顧客のニーズを見つけ出す！お客様目線で売上を増やす方法」セミナーを開催致しました。オンライン受講の方を含めて総勢10名にご参加いただきました。

講義内容は、「新型コロナウイルス感染症対策の政府支援策」、各種ネットツールを利用した「検索」「SNS」に潜んでいるニーズの探し方、活かし方を実際の事例を基にご講義いただきました。

参加者の評価は、実践形式ですぐに活用できる内容であった為、反応が非常に良く、有意義なセミナーとなりました。



事業所のホームページは安全ですか？

最近、ホームページのアドレスのhttp (Hyper Text Transfer Protocol) の部分が『https』になっているホームページをよく見かけると思います。

これはSSL (Secure Sockets Layer) 対応をしたWebサイトである という意味を持つのですが、SSL 対応とは実際にどのようなことなのでしょう。詳しく紹介します。この違いは個人情報などのデータを入力し、送信する時の方法が異なるという意味があります。

『http』は暗号化されていないデータで送るため、もし仮に第三者がなんらかの形で情報を得てしまうと、情報が洩れることになります。

しかし『https』の場合は送信する時に暗号化をするため、第三者がその情報を得たとしても、読み取ることができないようになっています。

個人情報を守ることが大切な現在において、ホームページを作る上で大切な要素となります。SSL 対応していないと、お客様がホームページを見た時に、『このホームページはセキュリティが低い』という警告メッセージが表示されてしまいます。また、せっかくホームページの内容や、扱っているサービスや商品を気に入っていただいても、いざクレジットカードなどの個人情報を入力するときにSSL 対応をしていないと不安になるのではないのでしょうか？お客様のことを考え、SSL 導入を検討してみてはいかがでしょうか？

詳しいお問い合わせは
佐久穂町商工会 (86-2275) まで

ご利用ください

中小企業人材育成助成金

佐久穂町商工会では、会員企業が自社の人材育成のために中小企業大学校で開催される研修に経営者、役員または従業員を派遣した場合、左記のとおり助成金を支給いたします。

《目的》

佐久穂町商工会員の発展と経営者、後継者、従業員の能力向上を図ることを目的とする。

《助成対象者》

佐久穂町商工会員で会費を滞納していない者

《助成内容》

経営者、後継者、従業員等の人材能力育成のため、次に掲げる研修機関の実施する講座を受講した場合に予算の範囲内で助成を行う。

- 助成対象研修機関…中小企業大学校(二条校のみ)
- 助成対象経費…中小企業大学校が実施する研修の受講料及び宿泊料(中小企業大学校の寮に宿泊する場合に限る)の合計額。ただし、食事代は除く。
- 助成率…対象経費の2分の1以内で3万円を限度とする。

《交付申請》

- 研修後、次の書類を添付して別紙助成申請書を提出する。
- 研修の終了を証する書類(修了証等)
- 研修の受講料、宿泊料の領収書等

《その他》

助成金の交付申請は一人1年間につき1回限りとする。

長野県 特定(産業別)最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が以下のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野県労働局ホームページでご確認ください。

対象業種	時間額 (令和2年改定額)	発行年月日
計量器・測定器等製造業	916円 (894円)	令和3年12月29日
はん用機械器具等製造業	927円 (905円)	令和3年12月16日
各種商品小売業	879円 (857円)	令和3年12月31日
※長野県地域最低賃金	877円 (849円)	令和3年10月 1日

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室(☎026-223-0555)
または小諸労働基準監督署(☎0267-22-1760)



職員の異動



主任経営支援員

松本 好生

主任経営支援員として佐久穂町商工会に2021年9月付で配属された松本と申します。千葉県より2021年4月に家族共々移住して参りました。

前職は、千葉県の四街道市商工会で3年間経営指導員として勤務していました。同じ商工会ということもあり、比較的取組みやすい面もありますが、会員の皆様の事業貢献に寄与できるよう、努力を重ねていきたいと思っています。まだまだ至らぬ点も多々あるかと思いますが、御指導・鞭撻宜しくお願い致します。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職全制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

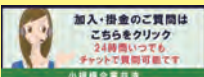
チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.
中小機構